

鈴鹿市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第26号

鈴鹿市道路占用規則の一部を改正する規則

鈴鹿市道路占用規則（平成18年鈴鹿市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

鈴鹿市指令 第 号

住 所

氏 名

道路占用許可書

年 月 日付けで申請のあった道路の占用の許可について、道路法第3
2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

鈴鹿市長

印

- 1 占用の場所 鈴鹿市 地先
(市道 号線)
- 2 占用の明細 面積 m^2 延長 m 幅 m
- 3 占用の目的
- 4 占用工事期間 許可日から 日間
- 5 占用料金 占用料金は、年額 円とするが、本年度は規定によ
り 円とする。
- 6 占用期間 許可日から 年 月 日まで
- 7 許可条件

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

〒

申請者 住所
氏名
電話

道路占用更新許可申請書

引き続き道路の占用の許可を受けたいので、鈴鹿市道路占用規則第9条の規定により次のとおり申請します。

占 用 の 目 的		
占 用 の 場 所	路線名	市道 線
	場 所	鈴鹿市
占 用 の 内 容	構造物名	
	延長()m、幅()m、高さ()m、 面積()㎡、本数()本	
占 用 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
許可年月日(当初) 及び許可番号	年 月 日 鈴鹿市指令 第 号	
既許可満了年月	年 月 日	
占 用 料 金		

報告事項（内容を確認後、欄にチェックしてください。）

- 私は、占用許可物件について、占用者として責任を持って点検等を行い、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして安全性を確認しました。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鈴鹿市道路占用規則（次項において「旧規則」という。）第8条の規定により交付されている道路占用許可書は、改正後の鈴鹿市道路占用規則（次項において「新規則」という。）第8条の規定により交付された道路占用許可書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第9条の規定に基づいて提出されている道路占用更新許可申請書は、新規則第9条の規定に基づいて提出された道路占用更新許可申請書とみなす。